

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定等に係る制度の整備		
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課	電話番号: 03-5253-5909	e-mail: core.denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成 27 年 3 月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設を図るとともに、電気通信業務に用いる無線局に用いられる周波数が有効に利用されることを目的とするものである。</p> <p>【内容】 (i) 電気通信業務に用いる特定基地局を開設計画をしようとする者に対し、当該特定基地局を用いて電気通信業務を行うために必要とされる電気通信事業の登録を受けている場合は当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号、登録を受けていない場合は登録の申請に関する事項を開設計画に記載させることとする。また、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定の審査において、特定基地局を開設計画をしようとする者が必要とされる電気通信事業の登録を受けていること又は受ける見込みが十分であることを審査事項とする。 (ii) 携帯電話の基地局等の電気通信業務に用いる特定基地局の認定開設者が、電気通信事業の登録の取消し等を受けたことにより、電気通信事業を営むことができなくなった場合に、当該特定基地局の開設計画の認定を取り消すことを可能とする。 (iii) 電気通信業務に用いる無線局の免許人等が電気通信事業の登録の取消し等を受けた場合に、当該無線局の免許等を取り消すことを可能とする。</p> <p>【必要性】 移動通信トラフィックの急増により移動通信用の周波数がひっ迫し重要性が高まる中で、移動通信用の周波数が能率的に利用されることが重要であることから、携帯電話の基地局等の電気通信業務に用いる特定基地局に使用する周波数は、当該周波数を有効に利用する見込みのある者によって利用されることが必要である。 また、電気通信事業の登録を受けている電気通信業務に用いる無線局の免許人等が当該登録の取消し等を受け電気通信業務を行うことができなくなった場合、有限希少な国民の共有資源である周波数が広域に渡り有効利用されないこととなってしまふことから、電気通信業務を行うことができる者が電気通信業務用の無線局の免許を受けていることを確保することが重要である。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	電波法(昭和25年法律第131号) ・第27条の13(開設計画の認定) ・第27条の15(認定の取消し等) ・第76条(無線局の免許の取消し等)	
規制の費用	費用の要素		
(遵守費用)	<p>(i) について、電気通信業務に用いる特定基地局を開設計画をしようとする者に、電気通信事業を営むために必要とされる電気通信事業の登録を受けている場合は当該登録及びその更新の年月日並びに登録番号、登録を受けていない場合は登録の申請に関する事項を開設計画に記載する事務的負担が発生するが、当該事務的負担は限定的である。 (ii) について、開設計画の認定が取消しとなることで、当該開設計画の認定開設者は当該認定の対象である周波数において独占的に免許を受ける権利を失うが、当該権利の取消しに伴い当該認定開設者が行うべき手続等は存在せず、金銭的負担及び事務的負担は発生しない。 (iii) について、無線局の免許等が取り消された場合、当該無線局の空中線を撤去するための電波の発射を防止するために必要な措置を講じる費用が発生する。</p>		
(行政費用)	<p>(i) について、特定基地局を開設計画をしようとする者が電気通信事業の登録を受けている又は受ける見込みが十分であることを新たに審査事項とすることに伴い登録の確認事務等の行政費用が発生するが、当該事務等は登録年月日と登録番号の確認等を行うのみであり、新たに発生する費用は限定的である。 (ii)(iii) について、認定や免許等を取り消すに伴い必要となる許認可事務等の行政費用が発生するが、当該事務等は、現行制度においても認定や免許等を取り消したとき一般に発生するものであり、新たに発生する費用は限定的である。</p>		
(その他の社会的費用)	特になし。		
規制の便益	便益の要素		
	<p>(i) について、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定の要件に電気通信事業の登録を受けていること、又は受ける見込みが十分であることを追加することにより、認定の対象となる周波数を確実に電気通信業務を行うことができる者に割り当てることが可能となり、電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設を図ることが可能となるとともに、周波数の有効利用を促すことができる。 (ii) について、特定基地局を用いた電気通信事業を営む見込みのない者の電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことにより、当該認定の対象となる周波数を他の電気通信事業を営むことができる者に割り当てることが可能となり、その者により当該周波数が電気通信業務に用いられることで周波数の有効利用を促すことができる。 (iii) について、電気通信事業の登録を取り消された場合等には、電気通信業務に用いる無線局の免許人等の免許等を取り消すことで、別の者が当該周波数における免許等を取得しそれを利用することが可能となり、当該周波数が有効に利用されることとなる。</p>		

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を3年間とする。</p> <p>遵守費用について、前述のとおり(i)については新たに発生するが限定的であり、(ii)については負担は生じない。(iii)についても、無線局の免許等が失効した際に講ずべき法定事項であるため(電波法第78条)、当該措置を講ずるためにかかる費用は、受忍すべき最小限のものと考えられる。また、行政費用は(i)~(iii)のいずれでも一定程度発生するものの、限定的であると考えられる。</p> <p>その一方で、今回の制度改正により、電気通信事業の登録を受けている者により電気通信業務に用いる無線局の免許等を取得できるようになることで、電気通信業務に用いる特定基地局の円滑な開設が図られるようになるとともに、電気通信業務に用いる無線局に用いられる周波数が有効に利用されることとなる。これらの電気通信業務用の周波数(中でも特に携帯電話の基地局等に用いられる周波数)に対する需要は非常に高く、周波数の有効利用による周波数ひっ迫の解消が急務となっていることに鑑みれば、今回の制度改正が社会に与える便益は大きい。</p> <p>以上により、今回の制度改正に伴う便益は費用を大幅に上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>電波政策ビジョン懇談会最終報告書(平成26年12月22日公表) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」(平成26年12月18日公表)</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>
<p>備考</p>	<p>今回の制度改正は、電気通信業務用の無線局の中でも特に社会的な影響が大きい携帯電話の基地局等の特定基地局に限定して、開設計画の認定時において登録を受けていること又は受ける見込みがあることを確認するとともに、電気通信事業の登録を受け広範囲の周波数を用いる電気通信業務用の無線局の免許人等に限定して、当該登録の取消し等を受けた場合にその無線局の免許等を取り消すものであるから、有限希少な電波を有効利用するという目的を果たし得る必要最低限の規制手段であるといえる。よって、本施策の代替案は想定されない。</p>